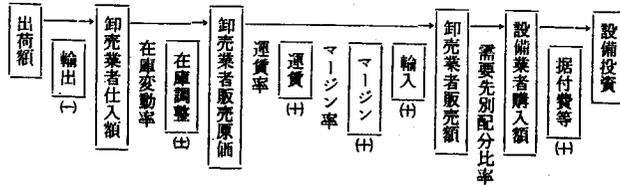


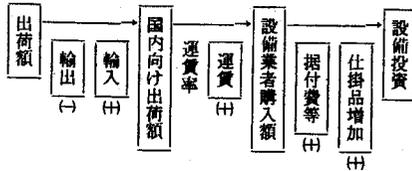
設備投資に向けられる財の生産から設置されるまでの流通経路を次の略図(a)のように想定し、その流れに従って推計する。対象品目を機械器具の投資財と考えられる約330品目(Ⅰ〇表9桁分類)を中分類にくくった43品目(Ⅰ〇表5桁分類)に分類し、その流通経路①

(a) 流通経路略図

① 卸売経由の設備投資



② 卸売を経由しない設備投資



(b) 推計過程における各項目の推計方法および関係資料

- i) 出荷額 主として「工業統計表」(通産省)の出荷額による。しかしこれにより難い場合は「機械統計年報」、「日用品統計年報」(以上通産省)および「海事統計年報」、「鉄道車輛生産動態統計」(以上運輸省)等の資料を参考とする。
- ii) 輸出入 輸出入額は「日本貿易月表」(大蔵省)の資料による。ただし輸出の場合はFOB価格から工場渡し価格に、輸入の場合はCIF価格から港頭倉庫渡し価格に換算する。
- iii) 在庫変動率 「商業動態統計」(通産省)より求める。
- iv) 運賃率 Ⅰ〇表作成に当り通産省と農林省が推計し、行政管理庁がとりまとめた「運賃率・商業マージン率表」の品目別運賃率を適用する。
- v) マージン率 上記「運賃率・商業マージン率表」の品目別マージン率を適用する。
- vi) 需要先別配分比率 Ⅰ〇表より次式によって算出した比率をもとに、他の資料例えば「機械統計年報」の販売先別比率等を参考に定める。
配分比率 = 設備投資 ÷ (出荷額 + 輸入 - 輸出 ± 在庫変動)
- vii) 据付費 発電機、重機械類のように据付費

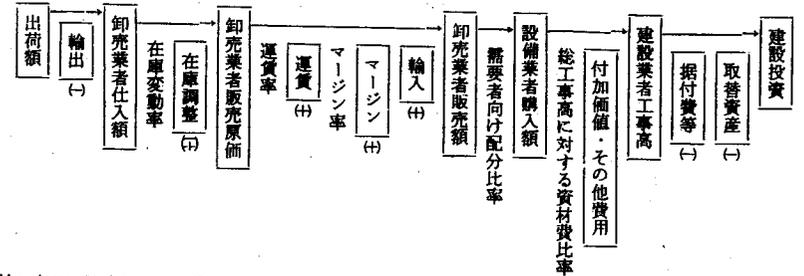
を適用したものは、電動機、民生用電機等の29品目、②を適用したものは重機械、船舶、鉄道車輛等の14品目である。(基準年次(昭和35年)については、より詳細に流通路を区分し4経路約330品目で推計した。)

- viii) 修繕費 大改造および大修理はその費用を設備投資に加える。修繕に使用する資材は出荷段階ですでに推計しているため、ここでは人的経費である修繕費を「工業統計表(産業欄)」の修理料収入から求めて計上する。
- ix) 仕掛品増加 発電機、船舶等注文生産の大型機械類の仕掛工事の増加額は設備投資と考え、「工業統計表(産業欄)」の仕掛品増加額の国内業者発注分を計上する。

b. 建設

建設資材の流通経路の流れを追って資材の投入額を求め、資材費の総工事高に対する比率を用いて、投入額を総工事高にふくらませる方法で推計する。建設向け資材の対象品目は、製材、セメント、鋼材等33品目(Ⅰ〇表5桁分類)を採用する。

(a) 流通経路略図



建設資材の内には製造業者と建設業者との間で、直接取引をし、卸売業者の手を通じない資材があると思われるが、建設資材はほとんどすべて見込生産品であるので、一部機械装置のような直接取引の流通形態を考えず、すべて卸売業者の手を通じて販売され、建設材料になるものとみなして推計する。

(b) 推計過程における項目別の推計方法および関係資料

- i) 出荷額 「工業統計表」および通産省の「生産動態統計年報」(紙パルプ、化学、窯業、建材、非鉄金属、機械)の出荷額による。出荷額によれないもの、例えば木材、鋼材等は出荷数量に単価を乗じて出荷額を推計する。出荷数量は「林業統計要覧」、「木材需給統計」、「農林省統計表」(以上農林省)、「鉄鋼統計年報」(通産省)および関係省庁担当課資料による。また単価は主としてⅠ〇表の単価をもとに「卸売物価指数」(日銀)で補間あるいは延長する方法で算出し、さらに業界および各省庁担当課資料を参考とする。
- ii) 輸出入、iii) 在庫変動率、iv) 運賃率、v) マージン率、vi) 需要先別配分比率は、機械器具の場合と同じである。
- vii) 総工事高に対する資材比率および付加価値その他費用の比率
ここでは雇員所得、営業余剰等の付加価値、あるいはガス代、電気代等のその他費用を別々に推計して加算する方法をとらず、建設業者の資材購入額を総工事高に対する資材費比率でふくらますことにより、総工事高を推計する。総工事高に対する資材費比率はⅠ〇表の当該比率をもとに、「法人企業統計」(大蔵省)から算出した比率を参考として推定する。
- viii) 据付費 機械器具の推計方法で説明したように、据付・組立費は建設投資から除外する。
- ix) 取替資産 鉄道用レールおよび電線等の取替

分は経費とみなし、建設投資から除外する。鉄道用レールの取替分は「鉄道統計年報」(国鉄)および「私鉄統計年報」(運輸省)から、また電線等の取替分は九電力の営業報告書から算定する。

c. 大動物物

(a) 動物

設備投資の対象となる大動物は、乳用牛(2才以上)、役用牛(2才以上)、馬(3才以上)、めん羊(1才以上)、やぎ(1才以上)でしかも主としてめすを採用する。推計方法は次式のとおりに家畜の飼養頭数の増分を評価して設備投資とする。

(年末家畜飼養頭数 - 年始家畜飼養頭数 + 屠殺頭数) × 成畜価格 - 動物投資

年末家畜飼養頭数および屠殺頭数は「農林省統計表」(畜産の部)より、また成畜価格は「農畜産業用固定資産評価標準」(農林省)より求める。

(b) 植物

植物はすべての果樹の成園面積の増分を評価して設備投資とする。

果樹成園面積増分 × 成園育成価格 - 植物投資

果樹成園面積は農林省統計表(果樹の部)より、また育成価格は「農畜産業用固定資産評価標準」より求める。

(2) 国内総固定資本形成の人的推計方法

人的方法(主体別推計方法ないし企業統計等を利用する支出接近法)による国内総固定資本形成の推計は民間部門と政府部門に別けて行なう。

(2)の1. 民間総固定資本形成

民間総固定資本形成は、家計、民間非営利団体等、法人企業および個人企業の国内における当該期間中の有形固定資産への総付加価値分の推計値である。

- a. 家計 住宅新増築分をあらわすのが、農家住宅、一般住宅および公庫・公団分譲住宅別に推計する。
- (a) 農家住宅 農家住宅の新増築分は、次式によってまず年度額を求め、これを「農林水産統計月

報」の一戸当り建物投資の傾向によって各四半期に配分する。

$$H_n = h_n \times 0.5 \times F_n$$

ただし、

H_n = n年度中の農家の住宅新増改築分の推計値

h_n = n年度の1戸当り農家建物新増改築額(農家経済調査)

0.5 = 居住部分と考えられる比率(農家建物のほぼ80%が母屋であり、そのほぼ60%が居住用であると仮定している。)

F_n = n年度農家戸数(5年毎に行なわれる農業センサスの戸数を各年末の農業調査により補間・補外して求める。)

(b) 一般住宅 農家以外の一般家計の住宅新増改築分は次式によって推計する。

$$H_t = (SH_t + (KH_t - FH_t) \times 0.6) \times M_t$$

ただし、

H_t = t期中の一般家計の住宅新増改築の推計値

SH_t = t期中の居住専用建築物の工事費予定額(建築着工統計)

KH_t = t期中の居住産業併用建築物の工事費予定額(同上統計)

FH_t = t期中の居住農林水産業併用建築物の工事費予定額(同上統計)

0.6 = 併用建築物の居住部分と考えられる比率

M_t = t期の属する年度の漏れ修正率(建設省推計)

(c) 公庫・公団分譲住宅 住宅金融公庫および住宅公団の分譲住宅分は次式によって推計する。

$$H_t = K_t \times 4/3 + J_t$$

ただし、

H_t = t期中の公庫公団分譲住宅の推計値

K_t = t期中の住宅金融公庫の一般分譲住宅の貸付契約額(同公庫業務統計)

4/3 = 修正率(=融資率の逆数)

J_t = t期中の住宅公団の分譲住宅分

(d) 民間非営利団体等(対家計サービスのもの)

民間非営利団体等の内、対企業サービスのものは企業に含め、対家計サービスのもののみを「民間非営利団体」として別掲する。その推計式はつぎのとおりである。

$$I_t = C_t \times \frac{Q_{38} \times N_{38}}{C_{38}}$$

ただし、

I_t = 第t四半期中の民間非営利団体等(対家計サービスのもの)の固定資本形成の推計値

C_t = 第t四半期中の「建築着工統計」による「非営利団体用」および「宗教用」(30年以前は「会社その他の団体用」)の工事費予定額(調査漏れ補正済み。以下同じ。)

Q_{38} = 38年度1団体(対家計サービスのもの)当り建物新増改築額(民間非営利団体等消費および投資実績調査)

N_{38} = 38年度対家計サービス民間非営利団体数(事業所統計調査)

C_{38} = 38年度中の C_t

b. 法人企業 法人企業の総固定資本形成は、i) 一般法人、ii) 金融保険業法人、iii) 民間非営利団体(企業にサービスを提供するもの)およびiv) 新設法人に分けて推計する。

(a)i) 一般法人 一般法人の固定資本形成は産業別に「法人企業統計季報」の固定資産新設額を全規模に拡大して推計する。その算式は

$$GI_t = I_t \times \frac{AK_t}{BK_t}$$

ただし、

GI_t = 第t四半期の一般法人の固定資本形成の推計値

I_t = 第t四半期の法人企業統計季報の固定資産新設額

AK_t = 第t四半期の属する年度の法人企業統計季報の全規模有形固定資産額

BK_t = AK_t と同年報の資本金200万円以上法人の有形固定資産額

ii) 金融保険業法人 金融保険業法人は、法人企業統計の調査対象となっていないので、銀行・保険・証券業分および農林漁業関係金融機関分を次により推計する。

(i) 銀行・保険・証券業 31年度以降は、「法人企業投資実績調査」の金融保険業投資額を採り、「日銀統計月報」から求めた営業用有形固定資産増加額の傾向によって四半期に分割する。投資実績調査のない30年度以前は農林漁業関係金融機関と同様の方法で推計する。

(ii) 農林漁業関係金融機関 「日銀統計月報」を用いて、営業用有形固定資産増加額に減価償却費を加える方法で推計する。

$$I_t = K_t - K_{t-1} + 0.025K_t$$

ただし、

I_t = 第t四半期の農林漁業関係金融機関の固定資本形成の推計値

K_t = 第t四半期末同機関の営業用有形固定資産残高(日銀統計月報)

0.025 = 1四半期の減価償却率(年率10%)

iii) 民間非営利団体等(対企業サービスのもの) 企業にサービスを提供する民間非営利団体等の建設分は、法人サービス業の非居住用建物に、その他の設備分は法人サービス業の生産者耐久施設に加えることとし、その推計は前述の対家計サービスの団体と同様の方式によって推計する。(ただし、延長指標は「非営利団体用」を用い、団体数は対企業サービスのものとす。)

iv) 新設法人 新設法人の固定資本形成は、次により推計し、産業別に配分する。

$$SI_n = \sum_{b=1}^4 (S_n^b \times M_n^b \times 0.5) b$$

$$ASI_t = SI_n \times AC_t + C_n$$

ただし、

SI_n = n年度の新設法人の固定資本形成の推計値

S_n^b = n年度の資本金規模bの1企業当り固定資産新設額

$$\sum_{b=1}^4 n \text{年度第 } t \text{ 四半期の } b \text{ 規模法人の固定資産新設額 (季報)} \\ \text{資本金規模 } b \text{ の法人数 (法人企業統計年報)}$$

M_n^b = n年度中の資本金規模bの新設法人数(法務統計月報(36年度以前は国税庁統計年報))

b = 資本金規模1億円未満を四階級に分類
 ASI_t = A産業(大分類)の SI_n の第t四半期分

AC_t = A産業の第t四半期の新設法人分を除く固定資本形成の推計値

C_n = 全産業のn年度中の新設法人分を除く固定資本形成の推計値

(b) 法人企業資産種類別 法人企業の資産種類別推計は、法人企業の固定資本形成の推計値を「法人企業投資実績調査」の資産項目別構成比によって配分して行なう。

$$ASI_t = AI_t \times ASR_t$$

ただし、

ASI_t = A産業法人の資本種類Sの第t四半期の固定資本形成推計値

AI_t = A産業法人第t四半期の固定資本形成推計値

ASR_t = 第t四半期の属する年度のA産業の資産種類Sの構成比(法人企業投資実績調査)

S_1 = 住宅 = 法人企業投資実績調査の資産項目「住宅」

S_2 = 非居住用建物 = 同「非住宅」

S_3 = その他の建設 = 同「構築物」+「土地改良工事」

S_4 = 機械設備等 = 建設以外のもの

c. 個人企業 個人企業の総固定資本形成は、産業別(大分類)に次により推計する。

(a) 個人農業 「農家経済調査」および「農林水産統計月報」を用いて次式により推計する。

$$FI_n = I_n \times F_n$$

$$FI_t = FI_n \times m_t + O_n$$

ただし、

FI_n = n年度個人農業の固定資本形成の推計値

FI_t = n年度第t四半期の

I_n = n年度1戸当り固定資本形成額(農家経済調査における固定資産の増資額から建物の50%、資産分割分および土地の購入分を除いたもの)

F_n = n年農家戸数

m_t = n年度第t四半期の1戸当り固定資本形成(農林水産統計月報)

O_n = n年度1戸当り固定資本形成(同月報)

(b) 個人製造業、卸小売業および(36年度以降の)サービス業 「個人企業経済調査」(36年度からサービス業が加えられた)および「建築着工統計」を用いて次式により推計する。

$$I_t = i_t \times N_t + E_t + G_t$$

ただし、

I_t = 第t四半期中の固定資本形成の推計値

$i_t = 1$ 業主当り機械設備等およびその他建設
(個人企業経済調査)

$N_t =$ 第 t 四半期中の個人業主数 (35年国富調査を労働力調査の自営業主数によって補間および補外)

$E_t =$ 第 t 四半期の個人産業用建物 (建築着工統計における第 $t-1$ 四半期中の個人産業用建築物工事費予定額)

$G_t =$ 第 t 四半期の居住産業併用建築物の産業用の分 [建築着工統計における第 $t-1$ 四半期中の個人居住産業併用建築物の工事費予定額、(居住鉱工業用は居住製造業用とみなす)の40%]

(c) 林水産業、鉱業、建設業、金融保険不動産業、公益事業および (35年以前の) サービス業「建築着工統計」および「法人企業投資実績調査」を用いて、次式により推計する。

$$I_t = E_t \times AI + HC$$

ただし、

$I_t =$ 第 t 四半期中の固定資本形成の推計値

$E_t =$ 建築着工統計における第 $t-1$ 四半期中の個人産業用建築物工事費予定額

$AI =$ 法人企業投資実績調査の資本金1億円未満企業の総固定資本形成 (31~38年度平均)

$HC = AI$ に対応する建築投資額

(2) 2 政府の総固定資本形成

a. 住宅

(a) 中央財政については、一般会計、非企業会計および企業会計別に各決算書より住宅建設関係費を集計する。その際住宅公団建設住宅費中に含まれる住宅用地費は控除する。

(b) 地方財政については、「地方財政統計年報」にもとづいて普通会計の目的別、性質別、才出内訳の総括から住宅費純計を計上する。

b. 企業設備

(a) 政府企業のそれぞれについて貸借対照表の有形固定資産 (土地、減価償却引当金を除く)の期首、期末の差額から増加額を算出し、同時に損益計算書から減価償却額を把握して、次の算式によって推計する。

固定資産増加+減価償却費-住宅費 (政府企業によるもののみ)

(b) 地方財政については「地方公営企業年鑑」から、各事業別に残高増減法または直接投資額法により積みあげ合算する。

c. 一般政府

(a) 中央一般会計、非企業特別会計については決算書から建設関係項目を選定のうえ合算計上する。

(b) 地方普通会計については「地方財政統計年報」の団体別性質別才出決算から投資的経費維持補修費のうち、国庫支出金等の重複分を控除して計上、地方非企業会計については、地方公営企業年鑑から b. 企業設備 (b) で記したのと同様の方法で計上する。

(c) 用地費は決算書で把握できるのは極めて一部分に限られるので、「建設業務統計年報」を用いて別途に計上した額を控除する。

(d) 公共事業関係の調査費と計画費は当該建設事業の着工決定後その工事の施行に必要なもののみを資本形成とする。

また、工事事務費は、工事現場事務所の事務費のみを施設取得のための経費として資本支出に計上する。

(e) 防衛関係の施設整備費、艦艇建設費、航空機購入費等防衛関係費用はすべて資本形成から除外する。

V-2. 在庫品増加

在庫品増加は、原材料、仕掛品、製品・商品などの物量の増加を金額で表示したものである。これは民間企業の在庫品増加と政府企業の在庫品増加とに大別される。なお、一般政府および民間非営利団体の在庫品増加の推計は行っていない。なお、在庫品増加は、在庫品評価調整後の計数である。

(1) 民間企業の在庫品増加

民間企業の在庫品増加は、法人企業〔産業別(大分類)〕個人企業〔産業別(大分類)〕について行なう。

a. (a) 法人企業の在庫品増加は、「法人企業統計季報」(以下「季報」という。)は資本金2百万円以上の法人のみをカバーするが、その棚卸資産残高を、産業別(大分類)、在庫種類別に、「法人企業統計年報」(以下「年報」という。)の全規模法人と資本金2百万円以上法人との棚卸資産残高の比率をもって全規模に拡大し、さらに繰替えに伴う差額を調整(新設法人分を算入するため)して、棚卸資産残高の時系列を求め、前期末棚卸資産残高との差として求める。建設業と製造業については建設仮勘定との重複分を推計除外する。算式はつぎのとおり。

$$\textcircled{1} K_{Jn,t} = (k_{Jn,t} \times e_n) \times \left(1 + \frac{t}{4} \cdot f_n\right)$$

($n=1,2,3,4$)

$$\textcircled{2} J_{n,t} = K_{Jn,t} - K_{Jn,t-1}$$

$$\textcircled{3} R_{Jn,t} = K_{Jn,t} \cdot \frac{1}{P_t} - K_{Jn,t-1} \cdot \frac{1}{P_{t-1}}$$

$$\textcircled{4} N_{Jn,t} = R_{Jn,t} \times \frac{P_t + P_{t-1}}{2}$$

$$\textcircled{5} A_{Jn,t} = J_{n,t} - N_{Jn,t}$$

ただし、

$K_{Jn,t} =$ n 年度第 t 四半期末在庫残高推計値
 $J_{n,t} =$ " 評価調整前在庫品増加

$R_{Jn,t} =$ " 実質(35年価格) "

$N_{Jn,t} =$ " 評価調整後 "

$A_{Jn,t} =$ " 在庫品評価調整額

$k_{Jn,t} =$ n 年度第 t 四半期の季報による期末残高

$e_n =$ 年報の全規模法人の棚卸資産(3年移動平均値) / 年報の資本金200万円以上法人の棚卸資産(")

$f_n = \frac{e_{n+1} \times n + 1 \text{ 年度標本の年度初残高}}{e_n \times J_{n,t} (= n \text{ 年度標本の年度末残高})} - 1$

$J_{n,0} = J_{n-1,t} (-e_n \times n \text{ 年度標本の年度初残高})$

$P_t =$ 第 t 四半期末の35年基準の在庫残高デフレーター (日銀卸売物価指数等により作成、V項参照)

(b) 建設仮勘定の重複分調整

i) 建設業の製品在庫残高および仕掛品在庫残高は、建設仮勘定と重複分とのみなし除外する。

ii) 電気機器製造業の仕掛品在庫残高のうち次式によって求めた額を重複分とみなし除外する。

$$K_{Jn,t} \times \frac{\text{発電機仕掛品残高(同統計表細分類)}}{\text{電気機器仕掛品残高}(n \text{ 年度工業統計表・中分類})}$$

iii) 輸送用機器製造業の製品および仕掛品在庫残高のうち次式によって求めた額を重複分とみなし除外する。

$$\text{製品の } K_{Jn,t} \times \left(1 - \frac{\text{同輸出船分(機械工業統計年報) 建造総トン数(同年報)}}{\text{年報輸送用機器(含船舶)製品在庫残高}}\right)$$

$$\text{仕掛品の } K_{Jn,t} \times \left(1 - \frac{\text{同輸出船分(同上資料) 建造総トン数(同上資料)}}{\text{年報輸送用機器仕掛品在庫残高}}\right)$$

b. 個人企業の在庫品増加は、産業別(大分類)に、以下の算式を用いて推計する。

(a) 農業 農業の在庫品増加は、農家経済調査を用いて年度額を法人企業と同様の方式によって推計し、この結果を米麦については、米麦現在高調査の傾向によって、その他は等分によって四半期に分割する。

ただし、 $K_{Jn,t}$ は次式によって推計する。

$$K_{Jn,t} = k_{Jn,t} \times FN_n$$

$$k_{Jn,t} = 1 \text{ 戸当り } n \text{ 年度末末処分農産物在庫残高 (農家経済調査)}$$

$FN_n =$ n 年末農家戸数

(b) 個人製造業および卸小売業 法人企業と同様方式で推計した。ただし、 $K_{Jn,t}$ (期末在庫残高)は、次式による。

$$K_{Jn,t} = \left[WS_{30,t} + \sum_{n,t=30.4}^{n,t} k_{Jn,t} \times \frac{WS_{30,t} - WS_{30,0}}{\sum_{n,t=30.4}^{n,t} k_{Jn,t}} \right] \times N_t$$

$k_{Jn,t} =$ n 年度第 t 四半期中1業主当り在庫品増加(個人企業経済調査)

$WS_{30,t} =$ 35年(又は30年)国富調査1業主当り棚卸資産残高

$N_t =$ 第 t 四半期末個人業主数(固定資本形成における場合と同じ。)

(c) 個人鉱業、建設業、不動産業、公益事業およびサービス業 これらの産業については、次式より法人企業の評価調整前、実質および評価調整後の在庫品増加の傾向を用いて推計する。

$$\frac{NWA_{30,t} - NWA_{30,0}}{\sum_{n,t=30.4}^{n,t} H_{Jn,t}}$$

ただし、

$J_{An,t} =$ 個人A産業 n 年度第 t 四半期の在庫品増加

$H_{Jn,t} =$ 法人A産業 "
 $NWA_{30,t} =$ 35年(又は30年)国富調査の個人事業体等A産業の棚卸資産残高

(2) 政府企業の在庫品増加

貸借対照表から在庫の期首期末増減額を合算計上し、期首期末の在庫評価基準の変動による表面上の資本評価損益を除去するため、次の方法で在庫品評価調整を行なう。

a. 食糧管理特別会計、国有林野事業特別会計および専売公社の在庫は決算書の財産目録より種類別増減数量×年間平均価格によって、評価調整後の投資額を推計する。

b. 国鉄、電信電話会社の在庫は、数量的に把握し得ないので民間法人の企業の運輸通信の物価指数を使用して期首期末の実質在庫残高を求めたのち期首期末の差引によって基準年次価格による年間実質在庫投資額を求め、更に年間平均物価指数によって評価調整後の投資額を算出する。

c. その他の在庫は政府在庫のうち5%前後を占めるに過ぎず資料上の制約もあって評価調整の対照から除外する。

V-A 在庫品評価調整

在庫品増加を物価変動による見掛上の変動を除いた物量の変動で測定するための手続きである。

評価調整前の計数と調整後の計数との差額は在庫品評価調整額として主要系列表2.3の欄外に表章した。

民間企業の推計算式はV-2-(1)-a-(e)の④-⑥で、政府企業はV-2-(2)で説明した。

V-B 国内総資本形成の主体別、産業別および資本財種類別分類

人的方法によって推計した国内総資本形成を主体別、産業別に分割した表章である。その際、国内総固定資本形成はコモディティ・フロー法を用いた物的方法を基本的な推計値として採用しているため、この差額を調整項目として、それぞれ付表4.のe項および5.の1項に表示する。

その際

(1) 主体的分類では

a. 政府総固定資本形成を住宅、一般政府、政府企業に分割表章する。

(2) 産業別分類では

a. 民間非営利団体はすべてサービス業とみなす。

b. 政府住宅は民間住宅と一しよにして「住宅所有」として表章する。

c. 政府企業と政府住宅を除く政府の総固定資本形成は「一般行政」として表章する。

総固定資本形成の資本財種類別分類方法:

コモ法の推計結果をもとに、次の方法により資本財種類別に分類する。

a. 機械装置 国富調査の分類基準に従って機械装置と考えられる発電機、工作機械、織維機械等の26品目の計数を加算する。

b. 器具備品 a.と同様に民生用電機、度量衡器、事務用機械等の17品目の計数を加算する。

c. 建設 建設投資総額はコモ法による。

(a) 住宅 住宅投資の推計は「建築着工統計」(建設省)の「居住用建築工事費予定額」について、残れの補正を行ない、さらに着工時の工事費予定額

から竣工金額に換算する等の修正を行なって推計する。残れの補正率は「住宅センサス」(総理府)および「着工建築物実態調査」(建設省)等の資料から、また価格の換算率については建築統計の内の補正調査から算出する。

(b) その他建設 コモ法による建設総額cから住宅投資(a)を差し引いた残額である。

d. 大動植物 動物投資と植物投資の合計額である。

V-3 海外に対する債権の純増 VI-7 参照

V-4 資本減耗引当

資本減耗引当は、物的固定資本の減耗に充当した引当金であり、(1) 減価償却費と(2) 資本偶発損からなる。

(1) 減価償却費

減価償却費は、当該期間の総生産のために消耗される有形固定資産の経常的減耗に対する引当額である。推計は、住宅、非営利団体、法人企業、個人企業、政府企業別に行なり。

a 法人企業

(a) 一般産業分は、「法人企業統計調査」の年報および季報を用いて、産業別(大分類)に次式により推計する。

$$D_t = SD_t \times \frac{AD_t}{GD_t}$$

ただし、

D_t = 第t四半期の減価償却費の推計値

SD_t = 第t四半期の季報の減価償却額

AD_t = 第t四半期の属する年報の全規模の減価償却額

GD_t = AD_t と同年報の資本金200万円以上規模の減価償却額

(b) 金融保険業分は、「法人企業投資実績調査」の金融保険業の減価償却額を採用する。

b 個人企業

(a) 農業分は、「農家経済調査報告」の「農家財産の増減形態」から農用建物、農機具、大動物、大動物の一戸当り減価償却額を求め、これに農家戸数を乗じて求める。

(b) 個人非農業分と家計住宅分は、産業別に定率法を用い次式によって推計する。

$$D_t = (r \cdot K_{t-1} + K_t) \times \frac{d}{2}$$

$$K_t = rK_{t-1} + I_t - D_t$$

$$= \left[\left(r - \frac{dr}{2} \right) K_{t-1} + I_t \right] \times \frac{1}{1 + \frac{d}{2}}$$

ただし、

D_t = 第t四半期の減価償却費の推計値

K_t = 第t四半期末有形固定資産残高(30年国富調査基準)

r = 資産価格騰落率 ($-P_t/P_{t-1}$)

I_t = 第t四半期中固定資本形成

d = 減価償却率(30年国富調査の資産構成により推計)

c. 政府企業

政府企業のそれぞれについて、各「決算書」、「地方公営企業年鑑」等から損益計算書に明示された減価償却額を積み上げ合算する。

(2) 資本偶発損

資本偶発損は、火災や風水害によって発生する有形固定資産の損失分(ただし、保険理論によってカバーされるものに限られる。しかし、実際に保険がかけられているかどうかは問わない)の推計値である。資料上の制約のため損害保険と森林火災保険がかけられているものについてのみ推計を行なった。

a. 損害保険分 日本損害保険協会調を基礎に、正味支払保険金と責任準備金および支払準備金の増加額を合計して推計する。

b. 森林火災保険分 森林火災保険特別会計の保険金支払済額をそのまま採用する。

V-5 法人留保 I-AのC参照。

V-6 個人貯蓄 II-6参照。

V-7 政府経常余剰 IV-5参照。

V-8 統計上の不具合

統計上の不具合は、〔(国内総固定資本形成+在庫品増加+海外に対する債権の純増) - (資本減耗引当+法人留保+個人貯蓄+政府経常余剰)〕として算出される。これは、[市場価格表示の国民総支出 - (国民所得+資本減耗引当+間接税-経常補助金)]とも一致する。

理論上からいえば、[総資本形成=総貯蓄]となり、また[国民総支出=国民総生産]とならなければならぬものであるが、加工統計であるため、推計結果には若干の計数上の不一致はまぬかれない。この不一致分は、全勘定項目の推計に用いられる基礎統計に含まれる統計上の誤差や脱漏に基づくものと考え、総貯蓄の側または国民総生産の側に「統計上の不具合」として計上して、計数上の一致をはかった。

VI 海外勘定

海外との国民所得ベースの受払を表章する勘定で国際収

支表の組替えによる。

VI-1およびVI-4 輸出入と海外からの要素所得の受払

(1) 財貨サービスの輸出入=商品+貨物運賃・保険+その他の運輸+その他の非要素サービス+非居住者の国内消費支出

a. 商品-国際収支表 第1表商品取引(7.調整後の商品輸出入(fob)+8.海外における商品取引)+第2表非貨幣用金 8.合計

b. 貨物運賃・保険-第3表 A貨物運賃(1.自国運輸業計)+第3表 B(3.貨物保険料合計)

c. その他の運輸-第4表その他運輸 5.その他運輸合計

d. その他の非要素サービス-第7表政府取引 3.合計 - (1.1現地要員に対する賃金支払+2.3外交官個人支出)第8表 その他サービス 3合計-(2.9フィルム賃貸料+2.10著作権特許権使用料+2.11固定資産賃貸料+備考項目要素所得(2.1個人所得の一部))

e. 非居住者(外国人)の国内消費支出-第5表 旅行6合計+第7表 政府取引 2.3外交官個人支出

(2) 海外からの要素所得受払=投資所得+その他の要素所得

a. 投資所得-第6表 投資収益 5.合計(34年以前の国際収支表旧方式では第7表 国際投資収益の受払の合計)

b. その他の要素所得-第7表 政府取引 1.1現地要員に対する賃金支払+第8表 その他サービス(2.9フィルム賃貸料+2.10著作権特許権使用料+2.11固定資産賃貸料+備考項目[2.1個人所得の一部としての労務者の賃金所得])但し、34年以前の国際収支表の旧方式では

(a) 現地要員に対する賃金支払は駐留軍労務者給与総額^{※1}×118.7%^{※2}-要素所得

※1 駐留軍労務者給与総額は防衛庁(旧調達庁)内部資料による。

※2 118.7%の補正率は35年の要素所得と上記給与総額との差である。

(b) 備考項目については第9表 その他サービス1.1(「個人役務」における労務者の賃金収入)を計上

VI-2. 海外から個人への移転

第9表 民間移転収支3の合計

VI-3. 海外から政府への移転

第10表 政府移転収支3の合計

VI-5. 個人から海外への移転

第9表 民間移転収支3の合計

VI-6. 政府から海外への移転

第10表 政府移転収支3の合計

VI-7. 海外に対する債権の純増

$$(VI-1)+(VI-2)+(VI-3)-(VI-4)-(VI-5)-(VI-6)$$

VII テフレーター算出方法

実質値の概念については種々の扱え方があるが実際に計測可能なものとして、また国際的にも広く使われている不変価格表示方式を採用する。ただ実際作業はこの不変価格表示の推計値をえるのに必要なパーシェ型の物価指数がないためGNPの支出面の構成項目を細分してその名目値をそれらにみあう物価指数で除してえらる実質値を合計して実質のGNPを求めるといふいわゆるインプリシット・デフレーション方式によっている。

(1) 個人消費

農家・非農家別に年度推計では穀類、魚介、教養娯楽などの家計調査の中分類程度に、四半期推計では飲食費、被服費などの大方程度に分割し、それぞれに対応する総理府統計局都市消費者物価指数、または農林省農村物価・農村消費者物価指数(場合によっては総理府の小都市消費者物価指数)でデフレートする。自衛隊の現物給与、金融機関の帰属サービス、非営利団体消費等はみあいの日銀卸売物価指数または総合消費者物価指数(都市および農村消費者物価指数の合成指数)によりデフレートする。

(2) 政府の財貨サービス経常購入

昭和35年産業連関表からウェートを求め、日銀卸売および小売物価指数を合成してえられる年度の物件費物価指数に日銀卸売消費財物価指数を接続して四半期の物件費デフレーターを算出する。一方人事院国家公務員給与実態調査をもとにして学歴および勤続年数の構成を固定した年度の給与指数を作りこれに国家公務員1人当り平均賃金指数を接続して四半期の人件費デフレーターを作成する。この両者を当年度の物件費および人件費をウェートとして合成したものでデフレートする。

(3) 国内総資本形成

年度推計では、建設、建築は建設省工事費指数を合成したもので、機械器具は40グループ程度にまとめたものみあいの日銀卸売物価品目指数で、大動植物は特に作成した原価方式指数でそれぞれデフレートする。

四半期推計は民間の建設建築を建設省工事費指数を合成したものに建設工業経営研究会の標準建築費指数を接続したもので、生産者耐久施設は日銀卸売資本財物価指数でデフレートし、政府資本形成(住宅を除く)は35年産業連関表からその内訳項目の構成を求め、これをウェ

ートとして日銀卸売物価指数を合成したものを年度指数とし、これに日銀卸売建設材料物価指数と建設賃金指数とを合成した指数を接続したものでデフレートする。住宅のデフレートは民間と同一の方法による。

在庫品増加は個人法人、政府別に業種別の期末実質在庫残高を評価方法別残高、棚卸資産回転率を考慮して作られた対応する日銀卸売物価指数から求め、その差額として求める。

(4) 輸出入など

年度推計では輸出を10項目、輸入を8項目に細分し、対応する日銀輸出入物価指数でデフレートし、所得の受払は日銀卸売物価総平均指数で、海外人本邦内消費は都市消費者物価総合指数で、本邦人海外消費はEEC諸国と米国のCPIを合成したものでそれぞれデフレートしその差額として求める。

四半期推計では輸出と海外からの所得、輸入と海外への所得を輸出および輸入物価総平均指数でそれぞれをデフレートしてその差額として求める。

VIII 季節調整方法

経済的時系列は一般に「傾向変動」、「循環変動」、「季節変動」および「不規則変動」という4つの変動要素の合成体と考えられる。季節調整とは、経済的時系列に統計的処理を施すことによって、原系列から「季節変動」部分を除去する手続きのことである。季節変動の調整方法には、種々のものがあるが、新国民所得統計では「EPA法」(経済企画庁で開発した方法。)を採用している。EPA法は、旧統計で採用されていた「連環比率法」がいわゆる固定的季節指数による調整方法となっていたのに対し、季節性のパターンが連続的に変化するという前提に立って作成されているものであって、経済構造変化の激しいわが国の場合にふさわしい方法であるとされている。

なお、季節調整済「年率」というのは、季節調整後の四半期計数を4倍した計数のことである。

2 国民所得統計改訂に伴う新旧推計の相違点

わが国における国民所得統計の今回の改訂は十数年ぶりに行なわれた画期的なものであり、今回の改訂によって勘定体系や表章形式の面でも、また計数の面でも、きわめて大幅な変更をみた。

したがって、その改訂の範囲はきわめて複雑多岐にわたるが、ここでは新国民所得統計の利用者の便宜のために、主要勘定項目の改訂内容につき、できるだけ概念上の改訂と推計方法上の改訂とにわけ、具体的な説明を加えることとする。

なお、新国民所得統計において採用された勘定項目の定義と推計方法について述べた際には、勘定体系の表章の順序に従って述べたが、ここでは主要勘定項目に重点をおいてとりあげるという視点から、主要系列表の「国民所得の分配」および「国民総支出」を構成する勘定項目をさきにとりあげ、そのあとで、各勘定の表章の順序にしたがいまだ説明の及んでいない諸勘定項目をとりあげて、それぞれの項目の改訂内容について順次述べることとする。

I 国民所得の分配に関して

1. 各構成項目共通

国民所得の分配については、旧推計では分配国民所得と呼ばれていた。両者はいずれもその総額において国民ベースでとらえられているという点では異なるところはないが、その構成項目については、つぎの点で相違する。すなわち新推計はすべて各項目とも国民ベースでとらえられることとなったのに対し、旧推計は各構成項目は国内ベースでとらえられ、最後に「海外からの純所得」を加えることによって、分配国民所得の総額が国民ベースでとらえられるものとなっていた。

したがって、以下の各項目の新推計においては旧推計の「海外からの純所得」がそれぞれの関連項目に分散されて含まれている。

2. 雇用者所得

(1) 農林水産業

○ 推計方法上の相違点

a. 林業 旧推計は24年の物的推計を基準にして延長推計していたが、新推計は35年産業連関表の計数を基準に国営・民営別に延長推計している。

b. 水産業 旧推計は25年の物的推計を基準に延長推計していたが、新推計は35年産業連関表の計数を基準に延長推計している。

(2) 農林水産業以外の産業

○ 概念上の相違点

新推計は、退職金および給与住宅差額家賃を雇用者所得として新たに加算した。退職金は賃金と同様に企業のコストとして経理されその帰属先が雇用者であり、給与住宅差額家賃は入居者が受けた現物給与の一種であると考へたことによる。

また社会保険雇主負担分は、社会保険の範囲をひろげて、組合管掌健康保険、私立学校職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合分の保険料の雇主負担分を新たに計上した。

○ 推計方法上の相違点

a. サービス業の賃金俸給

旧推計ではサービス業の一人当り所得は「民間給与実態調査」によって卸売業に対するサービス業の格差を卸売業1人当りに乗じて求めていたが、それでは官公立分が反映されないで、新推計では官公立教職員分の所得額を別途推計した。

b. 賃金俸給から差引く重役俸給

旧推計の重役数は「法人企業統計年報」の27年を基礎に推計していたが、「35年国勢調査」でその計数がえられるようになったので、新推計ではそれにおきかえた。

c. 公務員の賃金俸給

地方公務員、防衛庁職員給与について新推計では産業連関表の推計結果におきかえた。

d. 雇用者数を常用・日雇別、規模別に分割する方法

雇用者数は、旧推計では「労働力調査」によって常用・日雇別に分け、更に「事業所統計調査」の比率を用いて30人以上と29人以下の規模に分割していたが、新推計では、サービス業をのぞいては、30人以上の常用雇用者は「事業所統計調査」の結果をそのまま用い、日雇労働者は「毎月勤労統計甲調査」から推計し、雇用者総数から前記30人以上の常用・日雇を差引いて29人以下の雇用者数を求め、「毎月勤労統計乙調査」によって常用・日雇に分けた。

3. 個人業主所得

(1) 農林水産業

○ 推計方法上の相違点

a. 農業 新推計では農業の在庫品評価調整をおこなった。

b. 林業 旧推計では24年の物的推計を基準に延長推計していたが、新推計では35年産業連関表の計数を基準とし、前後に延長推計した。

c. 水産業 旧推計では25年の物的推計を基準にし

て延長推計していたが、新推計では35年産業連関表の計数を基準とし、前後に延長推計した。

(2) 農林水産業以外の産業

○ 推計方法上の相違点

- ① 旧推計は総理府統計局調「個人企業経済調査」(以下「個人経調」という)を基礎とし、国税申告所得の傾向で推計していたが、新推計では国税申告所得によらず総理府統計局調「就業構造基本調査」(以下「就調」という。)によって推計した。

新推計では個人経調の原計数について四期移動平均をおこなった。

「事業所のないもの」を含めるための修正は、旧推計では就調の全国分の従業員規模別事業所数ウェイトによっていたが、新推計では就調の四大産業地帯(市部と看做す)分をとった。

原計数の1人規模に変動があるので新推計では就調の $\frac{1}{2}$ 人規模の割合により修正した。

旧推計では課税分と非課税分に分けて1業主当り所得を調整していたが、新推計では全面的に「就調」によった。

産業間格差は旧推計では国税申告所得から求めていたが、新推計では就調によった。

- ② 減価償却費は旧推計では大蔵省調「法人企業統計年報」の資本金200万円以下の法人階層の傾向によっていたが、新推計では別途算出した個人企業の減価償却費をそのままとった。

内職所得は旧推計では勤労者で非農水産業を兼業するもののみをとっていたが、新推計では、勤労者の兼業の外に農業が主で非農林水産業を兼業するものと非農林水産業でその他の非農林水産業を兼業するものを加えた。

なお、在庫品評価調整をおこなった。

4. 個人の財産所得

○ 概念上の相違点

- ① 「海外からの純所得」を個人財産所得の各構成項目に振り分けて、「国内」概念を「国民」概念に改訂した。

- ② 家計にサービスを提供する「民間非営利団体」の財産所得を新たに計上した。

○ 推計方法上の相違点

(1) 賃貸料

- ① 地代家賃は持家住宅の帰属計算に改訂を加え、減価償却費は新たにストック面から推計した。

- ② 概念上の変更によって非営利団体の賃貸料、海外からの賃貸料を加算した。

- ③ 無体財産権使用料の不連続を改善した。

(2) 利子

- ① 産業連関表との関係で、社内子金利子(貨幣利子)、農・漁協帰属利子、損保・簡保・郵便年金帰属利子を加算した。

- ② 推計方法の変更により信託利子の計数を改訂した。

- ③ 概念上の変更により、非営利団体利子、海外からの利子を計上した。

- (3) 配当概念上の変更により海外からの配当を計上した。

5. 法人所得一人配当、法人留保、法人税および税外負担、法人企業から個人への移転

○ 概念上の相違点

- ① 法人所得の新推計の表章形式は、法人所得の処分先である「法人税および税外負担」、「個人配当」、「法人企業から個人への移転」および「法人留保」の四項目に分割表章し、「法人所得」総計は欄外に掲示することにした。

- ② 法人企業の個人に対する寄付金、貸倒金を法人所得に含めた。(個人には、家計にサービスを提供する民間非営利団体を含む。)

- ③ 支店収益、フィルム賃貸料など要素所得の海外受け関係は、「国民ベース」で推計することにした。

- ④ 在庫品評価調整を実施することにより、法人所得から帳簿上の評価増減をとり除いた。

○ 推計方法上の相違点

- ① 「個人配当」海外投資による収益を加算した。

- ② 「法人企業から個人への移転」法人企業の個人に対する寄付金、貸倒金を推計した。

- ③ 「法人留保」は国民ベースで推計され、在庫品評価調整を行なうことにより帳簿上の評価増減を除いた。

6. 政府の事業所得および財産所得

「一般政府勘定」の項参照。

7. 公債利子消費者負債利子(控除項目)

○ 推計方法上の相違点

- (1) 金融機関からの負債利子
新規調査(日銀資料)により推計方法を改訂した。

- (2) 社内貸付利子
社内子金利子の計上に伴ない、消費貸付分を計上した。

- (3) 共済組合貸付利子
政府の財産所得に共済組合貸付利子が計上されたの

に伴ない本項目にも非生産分を計上した。

II 国民総支出に関して

1. 個人消費支出

○ 概念上の相違点

(1) 家計外消費

企業が支出する交際費、福利厚生費、旅費、宣伝費などは従来すべて一括して、その内容規定も不明確のまま企業経費として処理し、個人消費支出に含めていなかった。検討の結果、これらは理論的にはSNAの基準に照し企業経費と個人消費支出に分割すべきであるが資料的に不可能であるので、当面、従来通り中間経費として個人消費支出には計上しないこととした。しかしこの中でも会社の給与住宅などについては、それが特別廉価で賃貸されているので実質コストと実際の支払家賃の差額を計上することとした。

(2) 民間非営利団体消費

労働組合や政治、宗教団体などの家計にサービスを提供する民間非営利団体の消費支出を新たに計上することとした。旧推計でも家計の支払った労働組合費、寄附金などの形態で支出の金額としては部分的に個人消費支出に含まれていたが、新推計ではこれを、国際基準にしたがって概念的にも計数的にも明確化した。

○ 推計方法上の相違点

旧推計は生産物法と支出接近法との折衷方式で推計していたが、新推計では支出接近法による家計調査法を中心として推計し、その他の方法で補充推計する方式を採用した。

(1) 家計消費支出

a. 飲食費、被服費、光熱費

旧推計は、小売評価法によって基準年次を推計し、これを家計調査法による推計結果で延長する方法をとっていたが、毎年家計調査法(雑費再分割後)によって推計することとした。飲食費については従来脱漏していた主人のこづかい、親がかり世帯員の勤先からの収入による支出(家庭外消費)を推計加算した。

b. 住居費

(a) 地代家賃 33年の「住宅統計調査」(統計局)を利用していたのを38年の住宅調査結果に置きかえ、新たに家計外消費との関連で給与住宅の実質コストと実際の支払家賃との差額を計上し、また不動産業者に対する住宅あっせん手数料を国税庁資料から求めて加算した。

(b) 設備修繕費 従来の推計で脱漏していた借家人自己負担相当額の設備修繕費を家計調査法による

推計結果から毎年次求めることとした。

- (c) その他 新旧両推計ともに家計調査法による毎年次の推計結果によっているが、新推計は雑費再分割による増加分を含む。

c. 雑費

旧推計でも毎年家計調査法による推計結果をもとに概念上の加算控除を行っていたが、新推計では雑費再分割(雑費の推計額のなかに含まれている農家の交際費、臨時費、非農家のこづかい、つきあい費について品目分類による費目分割を徹底させるため費目別に再配分すること)を行なった。

その他の項目では脱漏分を補正計上した。金融機関の帰属サービスでは農漁協・簡保の帰属利子、証券手数料の脱漏加算。医療現物給付では組合管掌健康保険等の加算を行なった。

(2) 民間非営利団体の消費支出

新に推計を行なった。

(3) 海外における居住者の消費支出など

a. 居住者海外消費

旧推計では居住者海外純消費を計上していたが、新推計では主として家計調査法によっており、非居住者の国内消費は含まれていないので、国民ベースとするため居住者の海外消費のみを加算することとした。

b. (控除) 海外現物贈与(純額)

新に推計計上した。

2. 政府の財産の財貨サービス経常購入

後述「一般政府勘定」の項参照

3. 国内総資本形成

国内総資本形成の関係で大きく改訂された点は、総固定資本形成の推計において、今回はじめてコモディティ・フロー法を取り入れることによって(詳細については推計方法V-1.参照)物的方法を基本的推計方法として採用し、従来の人的方法を改善して併用することとしていること、および在庫品増加の推計において、在庫品評価調整を実施することとしていることである。

その他各年次におわたって一貫した方法によって推計したこと、従来推計もれとなっていた部門を加えたこと等の改善がなされているが、その詳細は以下のとおりである。

(1) 民間総資本形成

新推計で改善された、民間総資本形成関係の主要なものは、次のようなものである。

a. 民間総固定資本形成関係

(a) 物的方法を基本的方法として採用し、従来の人的方法をも併用して相互に検証できるようにした。

従来の人的方法は基礎統計として「法人企業統計」、「個人企業経済調査」、「農家経済調査」、「建築着工統計」等を用いて推計していたが、あるものは精度が低く、あるものは特有なバイアスを持っており、推計結果の信頼性に関して問題があった。そこで精度に関して信頼度の高いと一般に考えられている工業統計表、生産動態統計、通関統計等を基礎統計の主要なものとして利用する物的方法を基本的方法に採用することとした。なお、これにより資本財種類別の推計が可能になった。

(b) 従来の人的推計方法は、基礎資料の利用のしかたや計算方式のうえで必ずしも一貫した方法をとっていなかったが、これを各年次を通して一貫したものに改めた。

(c) 従来推計もれとなっていた新設法人、民間非営利団体等、個人の林業、水産業、金融業、不動産業、サービス業について新たに推計を実施した。

(d) 人的方法による住宅推計について、従来過少だった修正率を引き上げた。また従来の住宅の範囲は家計所有の住宅建設のみに限定していたが、新推計では所有者のいかんを問わず、居住用住宅のすべてを含むよう改めた。

(e) 物的方法と人的方法を併用することにより、国内総固定資本形成の主体別、購入産業別および資本財種類別推計を行なった。

b. 民間企業在庫品増加

(a) 新たに在庫品評価調整を実施し、計算期間における帳簿上の評価損益を除外することとした。

(b) 法人企業について、法人企業統計の標本替えに伴う誤差を調整し、一貫した方法で推計した。

(c) 個人非農業については、新しい推計方法を開発し、従来過大であるとされていた批判にこたえ、従来推計もれとなっていた産業（製造業および卸小売業以外の産業）についても推計した。

(2) 政府総資本形成

a. 総固定資本形成

(a) 主要系列表 国民総支出の表章形式における分類の細分化に伴って政府住宅を新たに推計した。

(b) 用地補償関係費は、決算書で工事費その他別項目に包含されており、従来決算書で判明するのみ計上していたが、今回の改正により、「建設業務統計年報」を用いて別途に計上した額を控除することにした。

(c) 公共事業関係調査費、計画費および工事事務費

の資本支出計上について基準を明確にした。

(d) 建設資金の利子補給金を資本形成に含めた。

(e) 一般失業対策事業費を經常支出として資本形成から除外した。

(f) 防衛関係の施設整備費、艦艇建設費、航空機購入費等防衛関係費用を經常支出に変更した。

(g) 地方財政の企業会計、非企業会計について「地方公営企業年鑑」等を利用して積み上げ計算を行なった。

b. 在庫品増加

在庫評価基準の変動による名目上の評価損益を除去するため在庫品の評価調整を行なった。

4. 經常海外余剰

旧推計では非要素サービスとみなされ、政府およびその他に含まれていた項目を新推計では要素所得の内のその他の要素所得に新に第7表 政府取引の現地要員に対する賃金支払と第8表 その他サービスの備考項目 要素所得「2.1個人所得の1部」を加えた。

III 個人勘定に関して

個人部門に民間非営利団体も含めることとした。各構成項目については、他の諸勘定または主要系列表の対応項目の項参照。

IV 一般政府勘定に関して

1. 一般政府収支

(1) 個人税および税外負担

a. 再評価税の個人負担分を間接税から分離して包含した。

b. 自動車税の家計負担分を間接税から分離して包含した。

c. 従来税外負担分類項目に含んでいた国立学校授業料、入学検定料、国立病院収入、免許手数料の個人負担分、使用料の個人負担分、寄附金の個人負担分等の經常的移転収入を新設項目の「個人からのその他の移転」に分類変更した。

d. 接收基金等返還納付金を新たに税外負担に加えた。

(2) 法人税および税外負担

再評価税の法人負担分を間接税から分離して包含した。

(3) 間接税

a. 間接事業税を間接税と改称した。

b. 従来税外負担としていた矯正官署作業収入、受託調査試験役務収入、物品売払収入等家計と企業の購

入に伴う収入を除外し、政府の財貨サービスの經常購入から控除することとした。

(4) 社会保険に対する負担

a. 健康保険組合の組合管掌分のうち、地方公営企業等政府部門で組織されているものについて、その負担金掛金収入を加えた。

b. 国民健康保険の組合管掌分の負担金掛金収入を除外した。

c. 国会議員互助年金法納金を加算した。

(5) 個人からのその他の移転

新設項目であり個人から政府への經常的移転収入を計上している。「個人税および税外負担」の項で記した項目(1)のc.)と日本中央競馬会納付金地方財政の雑収入の雑入等をその内容とする。

(6) 海外からの移転

海外との移転収支は従来その純計を經常支出側に計上していたが、新推計では經常支出の「海外への移転」と共に受取支払各々の総額を両建てにすることとした。

(7) 政府の事業所得および財産所得

a. 食糧管理特別会計の純損失から補助金相当額を控除した。

b. 従来非企業扱いにしていた森林保険、中小漁業融資保証保険、輸出保険各特別会計を企業に分類変更したので、剰余金を事業所得に加算し、利子収入を財産所得から除いた。

c. 地方財政の企業会計の剰余金を地方公営年鑑等から積み上げ計算をすることとした。

d. 地方財政賃賃料収入として公営住宅使用料を加えた。

e. 産業投資特別会計の利子収入中には政府企業の剰余金処分による納付金を含み重複計上となっていたため納付金を控除した。

(8) 一般政府負債利子

交付公債（農地証券、遺族国庫債券、引揚者国庫債券）の元利償還額を「個人への移転」に計上することに伴ないその支払利子を除外した。

(9) 財貨サービス經常購入

政府の財貨サービス經常購入—政府の財貨サービス購入—政府の総資本形成によって算出されるため、政府の財貨サービスの購入と政府の資本形成の改訂により変更をみることとなった。また政府の財貨サービス購入は、才出総額—控除項目によるため控除項目となる別項「經常補助金」と「個人への移転」の改訂による増減相当額と政府総資本形成の改訂額の一部相当額だけ変更された。

a. 財政収入関係 (3)間接税 b. 記した通り、従来間

接税に含めていた一般会計や非企業会計の事業収入の収入を家計と企業による購入として財貨サービス經常購入から控除することとした。

b. 従来財貨サービス購入とされていた民間非営利団体に対する移転と經常補助金を控除項目としたので同相当額だけ減少した。

c. 政府企業の分類変更 (7)政府・事業所得および財産所得 b. で記した三特別会計地方財政の収益事業等)により企業となったものについて經常支出から除外した。

d. 一般失業対策事業費を資本支出から經常支出に改めた。

(10) 經常補助金

a. 勘定項目の性格内容をより明確にするため「補助金」を經常補助金と改称した。

b. 従来一般会計から食糧管理特別会計への繰入額をそのまま補助金としていたが、繰入額が食糧管理特別会計の純損失額を超過する場合当該損失額を補助金とし超過分はその他の控除項目とした。

c. 建設資金の利子補給金を經常補助金から除外して資本形成に含めた。

d. 企業にサービスを提供する民間非営利団体に対する經常的移転を加えた。

e. 地方財政に関して、国家補助に伴う地方公共団体の補助金を加算した。

(11) 個人への移転

a. 交付国債（農地証券、遺族国庫債券、引揚者国庫債券）の元利償還額を加算した。

b. 退官退職手当を除外して財貨サービス經常購入とした。

c. 健康保険の組合管掌分のうち地方公共団体等政府部門職員の組織するものの給付金を加算した。

d. 国民健康保険の組合管掌分の給付金を除外した。

e. 個人にサービスを提供する民間非営利団体に対する移転支出を含めた。

f. 児童扶養手当、患者給付金、弔慰金、各種報償金等従来財貨サービス購入から控除しながら振替支出として採用していなかった項目を加算した。

g. 結核治療費補助金、精神衛生費補助金を加算した。

V 資本形成勘定に関して

総貯蓄および総資本形成を国民ベースでとらえることになった。

1. 海外に対する債権の純増 海外勘定の項参照。

VI 海外勘定に関して

1. 海外に対する債権の純増

「海外に対する債権の純増」は、概ね旧推計の「国際収支差」に対応する。旧推計では、経常海外余剰に個人送金純受取と政府純増与を加えたものを国際収支差と稱していたが、新推計では、経常海外余剰に海外から個人と政府への移転を加え、個人と政府による海外への移転を差し引いたものを海外に対する債権の純増とした。

VII デフレーターに関して

○ 概念上の相違点

新推計では不変価格表示をねらいとしているため、実質値のうごきは生産指数で代表されるような数量指数のうごきとなっている。旧推計では、この「実質」の概念が明白でなかった。

なお、旧推計では年度値のみが作成されていたが、新

推計では年度値、歴年値、四半期値のデフレーターを作成した。

○ 推計方法上の相違点

新旧デフレーションの大きな差異は

1. 旧推計では、デフレーションのための細分が、わずかに8であったのが、新推計では年度推計で192、四半期推計で92と著しく増大している。
2. 政府の財貨サービス経常購入のデフレーターが、総合消費者物価指数から経常購入の内容にみあった新作成のデフレーターへと変わり、デフレートされるものとデフレーターのみあいが向上した。
3. 固定資本形成の旧デフレーターは、個人住宅以外は資材価格の変動のみを表らわしていたが、新デフレーターは黄金のうごきも反映するように改められた。
4. 新推計の在庫投資は、評価方法および在庫品の回転を考慮して、実質在庫残高をもとめその差として実質の在庫投資を求めた（旧推計ではフローとしての名目在庫投資を卸売物価で直接デフレートし、これを実質在庫投資とみなしていた。）。)

参考表1：新推計の旧推計に対する増減率表

1. 国民総支出 $(\frac{\text{新推計}}{\text{旧推計}} \times 100)$

(単位：%)

項 目	年 次													
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
1 個人消費支出	108.7	109.0	109.1	109.0	108.5	109.2	109.8	111.6	112.8	113.6	113.7	113.8	113.8	113.7
a 飲食費	102.4	102.7	104.4	104.3	105.1	103.5	105.1	106.1	107.1	107.6	106.6	107.0	105.6	106.0
b 被服費	175.3	178.3	182.1	185.0	182.7	182.4	182.0	185.1	185.3	185.4	184.8	184.7	183.2	183.2
c 光熱費	135.4	136.0	129.9	124.4	122.3	126.3	124.2	127.1	126.0	126.1	126.2	126.2	126.1	128.2
d 住居費	127.6	128.1	133.2	127.2	122.7	115.0	116.6	118.0	122.0	126.4	129.6	131.4	134.1	133.7
(a) 地代家賃	149.6	130.8	135.3	134.5	121.8	116.1	117.2	120.9	125.1	130.2	136.0	142.6	147.9	147.5
(b) その他	109.4	125.4	131.1	119.5	123.9	113.6	115.7	114.3	118.6	122.3	123.4	120.9	121.5	120.8
e 雑費	86.5	84.3	82.9	86.1	85.9	91.8	91.5	95.0	95.8	95.1	95.4	95.4	97.7	97.8
2 政府の財貨サービス経常購入	98.4	99.7	106.4	101.3	101.5	101.0	102.7	103.4	102.8	104.1	102.3	102.4	101.7	102.8
3 国内総資本形成	89.3	92.3	95.5	101.8	107.3	103.7	114.9	113.6	97.9	102.8	103.7	104.2	107.3	106.8
(1) 総固定資本形成	106.4	104.9	107.8	109.1	119.0	110.0	113.4	108.3	107.8	108.5	108.2	109.9	111.1	108.3
a 民間	113.7	108.0	116.8	116.4	130.8	114.9	118.7	112.0	111.2	112.6	111.4	114.9	118.2	114.2
b 政府	92.5	99.3	94.7	98.4	100.7	98.2	101.0	100.6	100.0	97.8	99.7	100.1	97.5	96.4
(2) 在庫品増加	61.0	55.9	49.5	57.9	76.9	84.5	123.0	583.1	58.5	72.7	82.2	42.3	85.5	94.9
a 民間企業	63.9	54.7	53.1	59.7	71.6	83.0	123.6	933.7	57.3	71.2	82.5	46.7	86.2	98.4
b 政府企業	33.4	68.5	194.1	95.2	95.9	120.5	173.2	172.8	85.7	112.1	118.7	147.0	113.0	60.0
4 経常海外余剰	60.2	101.9	976.8	23.0	63.5	124.1	168.6	85.5	82.3	54.9	100.0	100.0	100.0	100.0
(1) 輸出と海外からの所得	89.3	90.8	88.3	91.0	94.6	97.1	97.3	97.9	93.5	98.9	100.0	100.0	100.0	100.0
(2) (控除)輸入と海外への所得	98.1	100.7	100.2	101.6	99.2	99.0	100.0	100.0	99.9	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0
5 市場価格表示の国民総支出	99.9	101.9	103.7	104.9	106.7	106.5	110.4	110.8	106.4	108.5	108.7	109.1	110.3	110.0

2. 国民所得の分配 (新推計/旧推計 × 100)

(単位・%)

項目	年次	年度													
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
1 雇用者所得		103.7	104.6	106.2	106.4	107.6	107.9	108.7	110.0	108.5	108.3	108.0	108.1	107.5	104.7
a 賃金俸給		101.1	101.6	104.0	103.6	105.1	105.4	106.1	107.1	105.7	105.3	105.1	104.9	103.9	101.1
b その他の給与および手当		138.2	141.3	125.3	133.9	129.2	127.7	129.8	132.2	128.9	128.7	127.4	129.8	132.7	128.9
c 社会保険雇主負担		132.5	129.3	132.0	129.1	126.5	132.9	127.7	127.6	127.6	125.6	125.0	124.5	122.9	122.7
2 個人業主所得		96.6	97.5	97.1	103.1	104.7	103.2	105.5	106.1	104.0	105.3	105.4	105.3	103.5	107.7
a 農林水産業		100.8	99.7	100.3	107.4	108.3	110.4	110.2	108.5	108.1	106.2	108.9	106.5	114.9	106.1
b その他		92.2	95.5	94.0	98.9	100.9	97.0	101.2	103.8	100.2	104.6	102.7	104.3	103.9	108.8
3 個人の財産所得		106.4	122.0	123.9	128.0	122.6	118.2	119.4	121.6	123.5	123.4	126.6	126.6	128.6	128.2
a 賃貸料		120.8	170.9	177.6	186.2	153.5	135.7	140.1	144.5	148.8	150.3	157.1	165.6	171.2	169.9
b 利子		101.6	106.9	107.0	107.2	114.7	115.2	115.8	117.1	118.5	118.8	122.8	120.9	121.9	121.6
c 配当		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
4 法人企業から個人への移転		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 法人税および税外負担		104.0	105.6	99.7	101.7	101.2	100.9	100.6	100.6	100.7	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0
6 法人留保		17.1	104.9	78.1	124.6	86.8	65.7	135.8	118.2	82.9	95.7	94.7	96.1	85.1	90.1
7 政府の事業所得および財産所得		103.7	94.7	53.4	113.3	92.9	128.1	108.0	126.0	116.0	133.2	143.0	119.4	152.3	192.7
8 (控除)一般政府負債利子		—	95.0	97.5	90.6	92.3	94.7	94.2	93.0	92.6	93.7	95.5	97.3	97.9	98.5
9 (控除)消費者負債利子		—	74.2	73.8	67.7	85.8	86.0	85.8	90.8	90.9	91.1	90.9	90.7	87.3	91.2
国民所得		95.3	102.7	101.8	107.7	106.9	104.7	110.2	110.6	107.0	108.3	108.6	108.7	107.8	107.8
法人所得		67.0	106.2	92.1	113.6	96.4	82.8	117.6	109.2	92.4	99.0	98.5	99.6	94.3	97.0

3. 実質国民総支出 (新推計/旧推計 × 100)

(単位・%)

項目	年度	年度													
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度		
個人消費支出		107.9	108.3	109.0	109.6	110.0	111.8	113.5	113.7	114.6	115.0	115.7	116.5		
政府の財貨サービス経常購入		130.5	122.4	116.1	110.7	108.9	107.9	105.4	101.1	97.0	94.1	92.0	89.3		
国内総資本形成		103.3	106.3	108.2	105.4	116.9	114.6	99.4	102.2	101.1	98.9	101.5	98.2		
固定資本形成		113.6	115.3	110.7	111.1	117.0	108.7	108.3	107.1	105.5	103.9	103.8	97.6		
在庫品増加		59.0	50.4	98.0	85.4	116.2	107.3	61.6	75.1	81.1	43.6	88.8	103.2		
輸出と海外からの所得		92.1	90.1	95.8	99.1	95.5	95.6	98.1	98.7	98.3	98.3	99.1	99.7		
(控除) 輸入海外への所得		102.2	102.7	98.5	96.5	98.1	95.9	97.2	99.2	99.6	98.9	101.0	98.8		
市場価格表示の国民総支出		107.9	107.8	108.9	108.7	111.5	111.7	107.8	108.0	107.3	106.6	107.4	106.3		

参考表2. 昭和26~39年度国民総生産(国民総支出)平均成長率

項目	年次	名目値				実質値							
		39年度		28年度		39年度		28年度					
		増加率	平均成長率	増加率	平均成長率	増加率	平均成長率	増加率	平均成長率				
個人消費支出		465.4 (445.2)	12.6 (12.2)	320.9 (308.8)	11.2 (10.8)	275.1 (262.5)	11.9 (11.3)	301.6 (217.1)	8.9 (7.3)	234.4 (217.1)	8.0 (7.3)	205.2 (192.0)	8.3 (7.5)
政府の財貨サービス経常購入		480.3 (459.4)	12.5 (12.4)	319.6 (330.7)	11.1 (11.5)	289.3 (285.6)	12.5 (12.4)	180.9 (—)	4.7 (—)	159.8 (234.2)	4.4 (8.0)	159.8 (207.9)	5.3 (8.5)
国内総資本形成		694.6 (580.5)	16.1 (14.5)	546.1 (488.3)	16.7 (15.5)	460.7 (462.9)	18.5 (18.5)	511.0 (—)	13.4 (—)	410.2 (431.8)	13.7 (14.2)	355.1 (391.5)	15.1 (16.4)
固定資本形成		842.9 (792.8)	17.8 (17.3)	551.7 (551.8)	16.8 (16.8)	517.5 (530.1)	20.0 (20.4)	566.4 (—)	14.3 (—)	408.6 (475.7)	13.6 (15.2)	383.0 (434.5)	16.1 (17.7)
在庫品増加		269.6 (174.0)	— (—)	500.2 (243.6)	— (—)	232.2 (219.7)	— (—)	286.7 (—)	— (—)	423.8 (242.4)	— (—)	224.4 (212.9)	— (—)
経常海外余剰		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸出と海外からの所得		380.2 (339.7)	10.8 (9.9)	381.5 (336.8)	12.9 (11.7)	298.6 (282.5)	12.9 (12.2)	448.5 (—)	12.2 (—)	402.7 (371.9)	13.5 (12.7)	316.8 (304.5)	13.7 (13.2)
(控除) 輸入と海外への所得		445.3 (436.7)	12.2 (12.0)	327.9 (328.7)	11.4 (11.4)	323.5 (321.0)	14.0 (13.8)	631.6 (—)	15.2 (—)	377.2 (390.5)	12.8 (13.2)	374.1 (373.2)	15.8 (15.8)
市場価格表示の国民総支出(国民総生産)		519.2 (471.5)	13.5 (12.7)	384.5 (362.3)	13.0 (12.4)	321.4 (311.7)	13.9 (13.5)	330.2 (—)	9.6 (—)	272.5 (276.7)	9.5 (9.7)	236.6 (242.5)	10.0 (10.3)

(注) 1. ()は、旧推計によるもの。

2. 現行の固定資本形成には政府の在庫を含む。